

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害により被災された皆様へ【続報2】

このたびの災害により被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、下記相談窓口にてご契約者様からのお問い合わせ、ご相談などを承っておりますので ご案内申し上げます。また、災害救助法適用地域のご契約者様を対象に、下記の特別処置を実施いたします。これらの処置の適用をご希望のお客様は、下記相談窓口までお申し出ください。

記

＜災害救助法適用地域の特別処置について＞

- 1.保険料払込猶予期間の延長 お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料の払込を猶予する期間を6ヶ月延長いたします。
- 2.保険金・給付金の請求手続きの簡素化 お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取り扱いをいたします。
- 3.今回、災害救助法が適用された**追加地域**は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7月8日	【高知県】 幡多郡大月町	平成30年7月豪雨による災害により、被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となった。 ※災害救助法施行令第1条第1項第3号適用
7月5日	【福岡県】 飯塚市	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
7月6日	【島根県】 江津市	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用

以上